

当地に在留・滞在している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2022年1月18日

イスラエル当局による新型コロナウイルス対応に関する情報提供 1/18

- イスラエル政府は、隔離及び検査の規則を以下のとおり一部更新しました。本更新は1月19日(水)午前0時から有効となります。
- 新型コロナウイルス陽性時の隔離期間は今後、満5日間となります。無症状であることを前提として、隔離4日目夜及び5日目夜にそれぞれ家庭用抗原検査又は施設抗原検査を受検し、両日とも検査結果が陰性だった場合、隔離を終了することができます。この場合、医師からの回復証明を得る必要はありません。
- 60歳未満かつ高リスク者でないワクチン未接種者及び保健省の定義する回復者に該当しない者が濃厚接触者となった場合、5日間の隔離を行い、隔離5日目に施設抗原検査を受検し、陰性の場合、隔離を終了することができます。これまで必要とされていた隔離初日の施設抗原検査の受検は、今後必要ありません。
- 保健省は、オミクロン株により検査需要が増加していることを原因として、PCR検査は60歳以上の者及び高リスク者に優先されると発表しています。今後、60歳未満かつ高リスクではない者はHMO（クパットホリーム）の医療機関ではPCR検査を受けることはできません。イスラエル政府のガイドラインに従い、家庭用抗原検査や施設抗原検査を活用してください。

（保健省、隔離・検査規則の更新（ヘブライ語））

<https://www.gov.il/he/departments/news/17012022-01>

（保健省新型コロナウイルス情報センター、隔離について（英語））

<https://corona.health.gov.il/en/isolation-lobby/>

- 濃厚接触が確認された場合及び陽性が確認された場合の検査・隔離措置については、当館ウェブサイトでも対処方法を案内していますので、下記URLを参照してください。

（当館作成、イスラエルにおいて新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法）

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100192713.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館
Tel: +972-(0)3-6957292
Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール : ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP :

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>